虚無僧の歴史の一断面 ― 青梅鈴法寺を巡って ―

山口正義

一、はじめに

筆者の家から数キロの所の青梅市新町に都史跡指定の鈴法寺跡があります。また近くには鈴法寺にゆかりの東禅寺や旧吉野家住宅があります。いずれも青梅街道に面しています。

鈴法寺は普化宗括総派本寺であり、下総の一月寺と並ぶ普化宗諸派の触頭でした。普化宗とはその宗旨は別として、いわば虚無僧の依って立つ宗派であり、鈴法寺は虚無僧寺の総本山的存在でした。鈴法寺と東禅寺の開基は吉野織部之助正清（?～一六三九）であり、織部之助は武蔵野の新田開発の先駆けとなった青梅新町開拓の中心人物でした。

この織部之助と鈴法寺中興開山の月山養風（秋山惣太郎）の父親とは忍城の戦いで共に敵と戦った仲間でもありました。

ここでは、織部之助と月山養風の運命的な出会いと、その後の虚無僧の歴史を青梅鈴法寺の活動から述べることにします。

図１．鈴法寺跡

二、忍城の戦い

忍城の戦いと青梅新町とは意外な結びつきがあります。関東七名城の一つに数えられる忍城は、文明年間（一四六九～八六）の初め頃に築城され、上杉、北条氏との戦いにも落城せず、石田三成の水攻めにも耐え、戦国の世を生き抜いた名城でした。忍城の歴史で特に有名なのは勿論、三成に攻められた天正十八年（一五九〇）の忍城の戦いです。

忍城の戦いとは秀吉の小田原征伐の一環で、天正十八年六月から七月まで続きました。石田三成を大将、長束正家を副将に常陸、下野、下総の諸大名や上野の諸将を先鋒に忍城を包囲しました。秀吉は三成に利根川を利用した水攻めを行うよう命じ、利根川から忍城付近まで石田堤の建設が進められましたが、水量が少なく水攻めの効果は薄かったといいます。その後の増水により堤が決壊して石田方に溺死者が出るなど水攻めは失敗に終わり、落城しないまま小田原城開城を受けて開城することになりました。

後世の著述になりますが「忍城戦記」[1]によれば、寄手は石田治部少輔三成を総大将に大谷刑部少輔吉隆（吉継）、長束大蔵大輔正家、速水甲斐守晴之、堀田図書之助勝吉、野々村伊豫守雅春、（中略）其外関東諸城の降人で総勢二万三千百余人。これに対して守りは長野口、北谷口、佐間口、下忍口、大宮口、行田口、皿尾口、持田口の八口（各口二百～八百人）、それに城中侍六十九人、足軽四百二十人、百姓町人寺法師雑兵で都合二千六百二十七人、その外城中に十五歳以下の童部等千百十三人、合計三千七百四十人とあります。

この内、長野口持として「吉田和泉守、柴崎和泉守、三田加賀守、鎌田次郎左衛門、成澤庄五郎、吉田新四郎、三田次郎兵衛、秋山惣右衛門、足軽三十人、農人三百余人堅レ之、此口之寄手大谷刑部少輔、堀田図書、松浦安太夫、其外騎西館林之軍勢六千五百人、長野口北谷迄引圍[囲]」とあり、ここでは三百余人対六千五百人の戦いでした。また、「其外城中佐々野萬十郎、栗原攝津守、今村佐渡守、山田又右衛門、加藤五郎兵衛、吉野織部、中村主水、大水四郎右衛門、鈴木弾正、（中略）以上十八人籠二所々一門堅、又城中持口之外所々塀裏、十五歳以上[下]童等添レ旗、百姓少々是ヲ雑、令レ見二大勢有レ之勢敵兵一、預二太鼓一」とあり、八口の外に城中に子供も含めた役目を負った人達がいました。

この戦いで「城兵柴崎和泉守、同新四郎、三田加賀守舎弟二郎兵衛、鎌田次郎左衛門、成澤庄五郎、秋山惣右衛門、其外従二城中一為二加勢一、吉野織部、鈴木弾正、大木四郎右衛門等、蹈止々々拒(ママ)戦、此間足軽農人等漸引二取城内一、既八人之城兵欲レ入二門内一処、大谷刑部少輔、堀田図書助等組輩、青山九郎八、飯沼主水追番、欲レ入レ門、于レ時鎌田次郎左衛門、成澤庄五郎、秋山惣右衛門三人、猶蹈二立橋上一、以レ鑓折敷、突立々々相戦、（中略）此間敵大勢競來、三人一所討死」とあり、秋山惣右衛門と吉野織部とは共に戦った仲であり、しかも秋山惣右衛門は討死しています。

忍城の戦いは『関八州古戦録』[2]にも記述がありますが「忍城戦記」ほど詳しくはありません。同書では「吉野織部」は「吉野織部助」とあります。本稿では織部之助と記述します。

三、青梅新町の開拓

この吉野織部之助こそ、後の慶長年間に青梅新町を切り開いた人です。そして長野口で討ち死にした秋山惣右衛門とは、「仁君開村記」[3]によれば次のような関係にあります。少し長くなりますが、同記の一部を次に記してみます。なお、仁君は二代将軍秀忠を指し、秀忠の仁恵により開墾し新しく村落を開いたという意味だということです。

柏原ニ而井戸穿并月山養風ニ會ス

一慶長十八年丑ノ八月朔日予舅之方柏原江行所ニ去ル天正十八年忍城ニ而別レ候古朋輩秋山惣右エ門殿子息惣太郎出家染衣ニ而我等對面ス久敷相見打絶候物語事終只今者何方ニ御住居候哉僧之申御存之(知)通我等幼少ニ而親惣右エ門討死故無是非(虚)薦無僧勤只今者〇(葦村)鈴法寺住寺(持)ニ御座候由也御名ハ何ト申由尋る僧月山養風ト申候予申直ニ御苗字ヲ秋山ト被成候ハヽ如何僧之申秋ハ月を賞美致故月山と号候扨予新田草創ニ付井穿を尋申段噺ニ覚無座段被申我等も御近所江参度候寺地御寄附可被下と披申安御事と申也舅被申様井穿当村ニ候是ハ江戸ニ而穿ニ付工(巧)者也可遣旨ニ而〇(井穿八左エ門ニ約束堅メ〇)翌二日ニ帰宅ス

月山法師被参寺建事

同九月三日月山被参候ニ付予も物入して寺分ニ草庵を立屋敷三軒分寄進して置予か宅ニ止宿して十月　被移候

図２．吉野織部助の碑
（青梅市新町御嶽神社）

織部之助の父は吉野対馬守正方と称し、大和国・吉野の生まれで武蔵国熊谷在（現・行田市）忍城主成田下総守長泰の家臣でした。

天正十八年の忍城の戦いで織部之助は師岡村（現・青梅市）に落ちのび、土着して農業にいそしむことになります。それから二十三年後の慶長十八年（一六一三）八月、名主になっていた織部之助は新田開発を幕

府に願い出、開村のため井戸堀職人を捜して入間郡柏原（現・狭山市柏原）に行きました。

そこで邂逅したのは、忍城の戦いで討死にした同僚秋山惣右衛門の一子惣太郎（月山養風）でした。惣太郎は落城の後、頼る人もなく虚無僧となり葦草村（現・埼玉県川島町）の鈴法寺住職となっていました。織部之助が新田開発計画を語ると、養風はぜひ新町へ行き新田草創に助力したいと申し出て同年九月新町村を見に来ました。織部之助は屋敷三戸分を寄進し、ここに草庵を建立して養風を迎えました。鈴法寺はこうして青梅へ移り、その後新田開発は成功し、幕府の普化僧（虚無僧）保護政策で鈴法寺も栄えました。月山養風は鈴法寺二十代で中興の祖でもありました。なお、青梅市根ヶ布の天寧寺の吉野家墓地の墓誌には初代として次のようにあります。

瑞祥院殿吉山浄野居士　寛永十六年十月五日　織部之助正清
吉祥院殿綴巖貞補大姉　慶安五年三月十四日　妻

図３．旧吉野家住宅
（新町村の名主は織部之助から代々世襲されました。この建物は幕末に建築したもの）

四、青梅新町の鈴法寺

廓嶺山虚空院鈴法寺は、はじめ武蔵国幸手藤袴村（現・幸手市）に創立され、天文元年（一五三二）に葦草村に移転したといいますがはっきりしたことは不明です。青梅の鈴法寺は慶長十八年九月三日、織部之助より屋敷三軒分寄進され新しくスタートすることになります。

天保年間（一八三〇～四四）には末寺十五ヶ寺の本寺として全国に特異の存在であったといいます。

化政期の「新編武蔵風土記稿」[4]によれば「鈴法寺境内除地五段六畝二十九歩普化宗諸流ノ触頭ナリ廓嶺山ト称ス本堂三間半ニ三間本尊弥陀仏ヲ安ス長一尺余ノ木像ナリ客殿ハ三間半ニ四間開山養風是モ慶長十九年吉野織部起立トイフ薬師堂九尺四方境内ニアリ」とあり、わずかながらですが全容が偲ばれます。また、天保五年（一八三四）の武蔵国多摩郡御嶽山道中記の『御嶽菅笠』[5]には新町村の風景があり、鈴法寺を描いたのではないかとの推測があります。[6]

鈴法寺の遺品には本堂正面に掲げられていた「武叢禅林」と大書された扁額（へんがく）があります。これは縦一尺八寸五分、横五尺一寸の欅の板で、近くの東禅寺に保存され青梅市の有形文化財に指定されています。裏面には本堂の額が年を経て朽ち損じたため再造するとし、材料は鈴法寺末の甲斐国乙黒の大法山明暗寺の冠義が施主となって成機山で伐った欅で文化二年（一八一五）に作成した旨が記されています。[7]

なお、江戸市中の牛込納戸町に鈴法寺の番所がありました。番所は寺務を扱う宗務所で住職や役僧も勤務する所でした。ここにあった普化禅師像や仏具・什器類は法身寺（新宿区）に区指定文化財として残っています。

余談ですが、勝海舟の『氷川清話』には鈴法寺の番所で蘭学者高野長英を一時救った話が具体的に出て来ます。蛮社の獄（天保十年）で自首する前の逃亡している時のことです。救ったのは鈴法寺三十一代住職の「愛璿（あいえい）」でした。海舟は愛璿のことを「豪傑の士だった」と称えています。

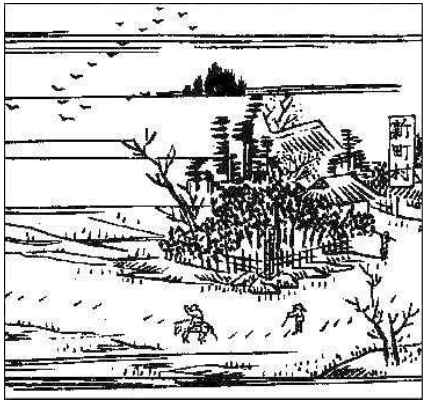

図４．御嶽菅笠の新町村
（鈴法寺を描いたのか？）

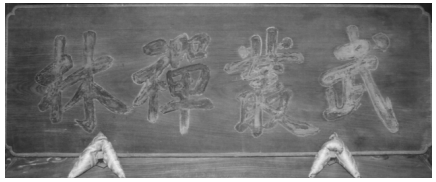

図５．鈴法寺の扁額
（東禅寺、筆者写す）

五、鈴法寺の活動（鈴法寺に纏わる史料から）

一般の寺院と異なり、経典らしきものもなく檀家もなく、従って仏事も行わない普化宗寺院（虚無僧寺）は、その活動も特異でありました。史料をもとに具体例を幾つか述べます。青梅鈴法寺の創成時のどこかのんびりした記述と異なり、俄然生臭いものとなります。

（一）慶長掟書関係

虚無僧の歴史を語る上で二つの重要な書があります。「虚鐸伝記国字解」と「慶長掟書」です。ともに虚実入り混じった偽書ですが、虚無僧の歴史はこの偽書の上に成立した特異なものであります。前者は普化宗の歴史や虚無僧の系譜、普化尺八曲の由来などを記したものですが、偽書きというのが定説です。一方、慶長掟書は虚無僧が金科玉条としたもので、徳川家康からのお墨付きを名目として慶長十九年に発せられたとする偽の公文書でした。掟書には「虚無僧の儀は、勇士浪人一時の隠家となし、守護入れざるの宗門」、「日本国中往来の自由を差免し、芝居や渡船などは自由」といったことなどが述べられていて、虚無僧はこれらの特権で保護されていると主張し、尺八吹奏による托鉢以外に隠密行動・仇討など様々な活動を行っていました。特権的優遇措置であるこの掟書は十九世紀初頭まで創作が重ねられました。信憑性を疑う幕府はしばしば掟書の原本の提出を虚無僧のいる普化宗の本寺に求めましたが一定のものはなく、かと言って廃止までにも至りませんでした。この「慶長掟書」に鈴法寺も様々な形で絡んでいます。その内容に一貫性はありませんが、主なものを次に述べます。なお、慶長掟書には九・十・十七・二十ヶ条など様々なものがあります。

○寛政元年（一七八九）、鈴法寺から上申した書面の前文で「慶長十九年、板倉伊賀守様、本多佐渡守様、以御連印被仰出候御書付焼失仕候」として、本文で「焼失以来、写相見不申　余は口上にて奉申上候」とし焼失を理由にしています。[8] これは慶長掟書の信憑性を疑う幕府が「掟書」の提出を求めたのに対しての回答です。

○寛政四年（一七九二）、幕府の下問に応じ後に鈴法寺二十八代住職となる竹渓嘯虎（ちくけいしょうこ）（？～一八二七）（当時鈴法寺の末寺で上州太田の利光寺看守）が幕府に提出した掟書。[9] これは十ヶ条から成るもので、次のように虚無僧にとって都合の良いことが並んでいます。内閣文庫[10]にあるものです（図６）。

御入国之砌被仰渡候
御掟書

一虚無僧之儀者勇士浪人一時之為隠家不入守護之宗門
依而　天下之家臣諸士之席可定之条可得其意事
一虚無僧諸国行脚之節疑敷者見懸候節者早速其所へ
留置国領者其役人へ相渡地領代官所其村役人へ
相渡可申事
一虚無僧之義者勇士為兼帯自然敵抔相尋旅行
依諸国之者虚無僧へ対シ慮外麁末之品其外
托鉢障六ヶ敷義出来候節其子細相改本寺迄可
申達候於本寺不相済儀者早速江戸奉行所へ
可告来事
一虚無僧止宿者諸寺院或者駅宿之役所へ可致
旅宿事
一虚無僧法冠猥不可取者と萬端可心得事
一尋者申付候節者宗門諸流可抽丹精事
一虚無僧敵討申度者有之者遂吟味兼而断

図６．内閣文庫の掟書（国立公文書館、３頁ものの複写を筆者が連結）

本寺従本寺可訴出事
一諸士血刀提寺内駈込依願者其起本糺可抱置若
弁舌を以申掠者於有之ハ早速可訴出事
一本寺宗法出置其段無油断爲相守宗法相背候
於有之者急度宗法可行事
一虚無僧常ニ小太刀懐剣等心懸所持可致事
右之條々堅相守武門之正道不失武者修行之宗門
と可心得者也爲其日本國中往来自由差免置所
決定如件

本多上野介印
慶長十九年寅正月　板倉伊賀守印
本多佐渡守印
虚無僧寺江

まず、「勇士浪人一時の隠家」として何かの都合により、一時的にその身を虚無僧寺に預けるというもので、「守護入れざるの宗門」でいわば虚無僧の治外法権を主張しています。勇士浪人の都合とは、当時の世相を反映して主家を失った武士が再起を期すまでの仮の姿を指しているというのが一般的です。つまり、このこと自体が他の宗教と本質的に異なり、再仕官するまでの仮りの姿であり、一時的な糊口凌ぎでしかないと言っているのと同じです。また虚無僧には捕縛権があるとか、諸国往来権や、法冠（天蓋：深編笠）で面体を隠せるとか、敵討ちが許されるとか、小太刀懐剣の所持までと言いたい放題です。これが慶長掟書の実態でした。こういったことが虚無僧が公儀の御用筋とか隠密者であるとか言われる所以でもありました。

○寛政七年(一七九五)には「御入国以来、官位昇進等仕候儀無之（中略）右の手続旧記等、去元禄年中大火の節焼失仕候」と焼失を理由に提出を拒んでいます。[8]

○天保二年(一八三一)十一月三日、鈴法寺より院代安楽寺住職戢我（しゅうが）の名を以て寺社奉行に提出したものは二十ヶ条からなるものです。[11] 全文は省略しますが、慶長掟書は時代が下るにつれて条文数も増す傾向があり、その内容は細かく具体的なものになります。それは初めの頃の内容からかけ離れた内容になります。

例えば、虚無僧以外の尺八吹奏の禁止、集団謀議の禁止、托鉢は二人で行うこと、刀などの武具の携帯を禁止しながら一尺以下の刃物懐剣は許す、などといったことです。物騒な条文もあります。虚無僧同士が敵同士と分かったら還俗させて寺内で勝負させよというのもある。信じられないような内容ですが、「虚無僧自然互に敵に候はば遂吟味双方分無之様還俗申付於寺内勝負為致可申候勿論諸士の外不差免贔負片落成仕形仕間敷事」とあります。虚無僧寺は仇討ちをする者もされる側の者もそれを受け入れるというのであって、かなり物騒な「掟」です。以上はこれ以前の慶長掟書にも見られるものです。

変わったところでは、「托鉢修行の節尺八定寸を離れ長短の尺八色色の竹吹申間敷事」ともあります。尺八の定寸であ

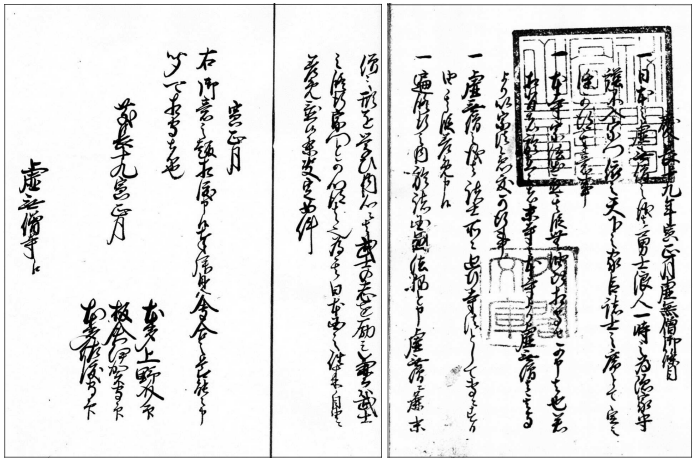

図７．内閣文庫の虚無僧御條目（最初と最後の部分）
（国立公文書館）

る一尺八寸以外のものは使用してはいけないというもので、逆に定寸以外のものが既に使われていたことを示すもので、当時の世相を示すものでもあります。そして最後に虚無僧は天下の家臣諸士の席だから、武門の正道を失ってはならず何時でも還俗できるように表には僧の形を学び、内心では武者修行の宗法と心得ることとしています。

この条文とほとんど同じ内容のものが内閣文庫[10]にあります（図7参照）。

（二）往古之掟十七ヶ条

延宝五年（一六七七）六月に鈴法寺（及び一月寺）から出された「往古之掟十七ヶ条[12][13]」は、文字通り「昔から虚無僧はこのように行動しています」ということをこと細かに述べたものです。暴走しがちな虚無僧たちを規制する側面がある一方、宗門改めや本末制度の時代背景の中で、幕府からの公認を得るために虚無僧たちが自分たちの立場を正当化するために仕掛けたものと思われます。文1のようなものです。

①～⑤は公儀の御法度や諸国の法を守ること、宗門の法式を乱さないこと、一宗の方式を知らない僧を後任にしないこと、本寺末寺の規式を守ること、など規律を述べています。⑥は看経（かんきん）（経文を読むこと）に勤めること、⑦は寺建立の時は檀那の寄進があっても結構美麗にしないこととしています。檀家を持たない虚無僧寺にこのような規律を内部で求めていたのか疑問です。⑧は由緒有って弟子の望みがあってもみだりに弟子にしないこと、⑨は往来行脚の弟子は宿泊先で酒を飲んだり博打を打ったりしないこと、夜行の節は大声を出さないことともあります。⑩は弟子等大小刀を持ってはいけない、⑪は徒党を結び闘諍を企て虚無僧に不似合の事業をしないこと、⑫は例え弟子たりとも数年遠国に却回する者はよくその意を聞き失事なければ差置こととしています。⑬は他派の虚無僧が参来して自派の虚無僧になりたいという場合は糺明してから抱え置こと、⑭は宗法に背く弟子は証拠を決して本寺に窺い擯罰（具体的内容は不明）のこと、⑮は江戸吹入の虚無僧は慥に其の師匠虚無僧の名を聞き急度追却すること、⑯は寺地質物に入れ奢侈すべからずというもの、⑰は近辺に出る場合でも袈裟衣を着、尺八を持つべきこと、といった内容です。

往古之掟拾七ヶ條（或は先師拾七ヶ條掟）

①一公儀之御法度万端不二及レ申候一事
②一背二国法一到来之者於レ有二其理一者無二異議一早速可レ返之事
③一宗門之法式不レ可二相乱一　若不行儀之輩於レ有レ之者急度沙汰事
④一不レ知二一宗之法式一之僧不レ可レ立二後住　附不レ可三執二行新一奇怪之法一事
⑤一本末寺之規式不二相乱一可レ勤　若理不尽於レ有レ之者可レ及二沙汰一事
⑥一宗門如二古法一夙農月夕看経看教無二懈怠一可レ勤事
⑦一寺建立之時十方之檀那寄進而雖レ立レ之不レ可レ及二結構美麗一事
⑧一雖下有二由緒一弟子之望上猥不レ可レ致二弟子一若無レ拠儀於レ有レ之者能〻問二其起本一決定二之一可レ致二師弟の誓諾一事
⑨一往来行脚之弟子等於二先々一宿一者飲酒瀦浦（チョボ）可三停二止之一　附　夜行之節高話致間敷事
⑩一弟子等大小刀不レ可レ持若亦他之虚無僧於レ持レ之者留置急度可レ断二師匠一事
⑪一結二徒党一企二闘諍一不三以二合虚無僧一事業不可為致之若猥ニ相背者急度可二申付一事
⑫一縦雖レ為二弟子一数年在二遠国一為二却回一者能々問二意趣一於三他方無二失事一者可二差置一事
⑬一他派之虚無僧参来致レ勤仕度由申者於レ有レ之者悉遂二糺明可二抱置一事
⑭一宗法相背弟子於レ有レ之者決二証拠一窺二本寺一可レ令二擯罰一事
⑮一江戸吹入之虚無僧於レ有レ之者慥聞二其師匠虚無僧之名一可二追却一事
⑯一寺地入二質物一不レ可二奢侈一　附　不レ可下荒二四壁一伐中竹木上事
⑰一雖レ出二近辺一着二袈裟衣一可レ申　有髪之弟子ハ可レ為下着二袈裟一持中尺八上事

右之條々餘準レ之無二断絶一可三守二護之一夫万行由レ心一切在レ我一切事業従二名聞一起止レ之可レ勤若此旨於二相背輩一者急度可二申付一者也仍如レ件

延宝五丁巳年六月

一月寺
鈴法寺

文１．往古之掟十七ヶ条

（三）留場と狼藉

留場とは寺院の縄張りです。一部の虚無僧の喜捨などの無理強いは農民たちを苦しめました。貧困の村は寺社奉行に虚無僧の托鉢に応じられない事情を申し出たり、また留場に指定してもらい留場料（取締料）を払って虚無僧の来村を回避したりしました。

○明和七年（一七七〇）六月に鈴法寺鑑司の租境から熊川村（福生市）名主に宛てたものは、他宗門弟の托鉢時に止宿を断るようにとの一札です[14]（文２）。

一札之事
一其御村方之儀者拙寺門弟托鉢之寺場ニ御座候然所当寅年ゟ以御相対留場ニ相定メ申候依之夏冬両度御村方家別ニ相廻り出来石相集メ申候已来何国何方宗門寺院之門弟罷越候共拙寺留場之趣御申聞托鉢止宿等之義御断可被成候万一彼是六ヶ敷申候虚無僧有之候ハヽ拙寺江可被仰聞候拙寺方江引請少茂御世話懸ヶ申間敷候為後日一札仍而如件
明和七寅年六月　同国同郡新町村
鈴法寺鑑司
租境　印
武州多摩郡熊川村
名主五右衛門殿

文２．熊川村の止宿断りの一札

○文化二年（一八〇五）に河内村（奥多摩町小河内）と鈴法寺恩栄が取交した留場証文があります[8]（文３）。それによれば「一分二朱の留場料を貰ったので貴村を永く留場に指定する。但し托鉢以外の宗門の用でそちらに行った時は当寺の印鑑を持参させるから、その印形をあらためて立入を承知して頂きたい。他の寺の虚無僧が行って言い掛かりをつけたような場合は、そのまま村方へ留置しておいて当寺へ連絡してください。早速出掛けて行って身柄を引取り、そちらには迷惑をかけない」ということを誓約しています。こういった留場は寺院経営の苦しさとともに年々増え、留場料の前借も出てくるようになります。

留場証文の事
一金壱分二朱也
右者此度為茶湯料御寄進被致寺納候然る上は此の利分を以て永く留場に相定上は虚無僧修行並止宿等致申間敷候乍然御用宗の節者此方より印鑑差出申候間其印形と御引合御承知可被成候万一他の虚無僧罷越六ヶ敷義申候はば其の儘村方へ御留置早速当寺へ御届可有之候はば此方より罷越相改候上にて引取村方へ御苦労懸申間敷候、尤も前書の趣後代へ申伝相違無之様可致候為後日の留場証文仍而如件
文化二乙丑年十一月
新町村
鈴法寺　印
思栄　印
河内村御役人衆中

文３．鈴法寺から河内村への留場証文

○文政十二年（一八二九）には青梅近在の十七ヶ村連名で「新町鈴法寺留場之儀前年より数度村々へ穀代成崩前借いたし年砥中又々前借致呉候様押而無心致無援住其意候事等度々有之一同難義に御座候間…」と、「留場穀銭の前借が度々に及び組合の諸村難儀の次第なので、今後鈴法寺の役僧が無心に来ても断ることにしよう」とした文書が残っています[8]。

○天保十三年（一八四二）に鈴法寺役僧から河内村へ宛てた「取締一札之事[8]」（文４）は虚無僧の取締り承諾書ですが、その代わりに穀代を受領したものです。「宗門の僧が止宿するのは、農繁期は迷惑されることと思うので、取締りを承知した。格別の宗用以外に泊り込みは遠慮させる。もし心得違いの虚無僧がいたら通知してくれ」というものです。

取締一札之事
一其村方の儀前々より宗門之僧修行止宿罷越候砌農業繁多之時節其外共取扱に被致迷惑候筋も有之付今般拙寺へ取締之儀被相願致承知然る上者御用立格別の宗用之外者修行止宿等為致遠慮可申候万一心得違の僧罷越彼是申候者拙寺へ可被申越候早々相越宗法の通寺号へ引取始末致し村方へ少も苦労相掛申間敷候為其取締一札仍如件
天保十三寅年三月二十一日
鈴法寺　役僧　印
武州多摩郡河内村御役人衆中

文４．取締一札之事

○安政五年（一八五八）十二月の史料[15]（文５）は、寺社奉行が「普化宗ニ取締料抔と唱勧物一時ニ請取候義」（托鉢料など）を鈴法寺に尋ねた回答書で、鈴法寺は村々へ迷惑をかけないよう双方熟談して取締料を決めたい、虚無僧に取立るときは宗の掟を守らせるなどといったことなどが述べられています。恐らくこういったことが何度も繰り返されていたのでしょう。

六、おわりに

青梅鈴法寺の成立ちからその後の主な活動まで虚無僧の歴史の一部を見てきました。が、鈴法寺の活動について言えば、それはマイナスのイメージのものばかりであり、虚無僧とは一体何であったのかを問われるものでもあります。虚無僧や虚無僧寺の動きの背景には関ヶ原以降のおびただしい浪人への幕府の施策があったとも言われますが、普化宗の教義は調べるに、唐の普化禅師が街頭で鈴を鳴らして唱えていたと言われる「明頭来（みょうとうらい）明頭打、暗頭来（あんとうらい）暗頭打。四方八面来旋風打、虚空来連架打」のわずか二十六文字でしかありません。とても宗教と言えるものではありません。しかも檀家もなく仏事も行わない普化宗（虚無僧）の歴史は、大局的に見れば虚構の歴史であったと言わざるを得ません。しかし、誤解を恐れずに言えば、まじめな虚無僧たちが今に伝わる芸術的に極めて高い尺八の古典本曲を沢山遺してくれたのも事実であり、このことは少なくとも評価されるべきことでしょう。

安政五午年十二月

普化宗ニ取締料抔と唱勧物一時ニ請取候儀鈴法寺相尋候答書　以書付申上候

一普化宗ニ而取締料と唱、村々江罷越、勧物請取候儀、其外御尋ニ付、左ニ申上候、

一虚無僧之儀ハ、日々托鉢修行として、市中驛宿村々等江相越、托鉢吹笛修行仕候處、村々等ニ而銘々心持次第之施物を受來候處、農業繁多之砌等罷越候而ハ、村々ニ而迷惑いたし候ニ付、雙方熟談之上、志施之穀物大概を代銭ニ積り壹箇年何程と相定、年々壹度宛・取候得ハ、雙方辨理故、全村々と相對を以・取來候儀ニ御座候、依之穀代共修行料、又ハ托鉢料、或ハ取締料共唱申候、…

一虚無僧取立之儀ハ、入宗申込候節、其子細承糺、猶宗掟之趣逸々爲申聞、君父江不忠不孝、士官ニ不似合儀も無之、猶輕重等曾而無據趣意ニ有之候得ハ、武家勤仕之慥成證人取之、門弟ニ取立、宗門之本則并證書類相渡し申候、…

武州青梅
鈴法寺看主
有　道

午十一月十二日

文５．鈴法寺からの書付（徳川禁令考2667）

虚無僧の歴史は明治維新によって武士の特権が否定されると、武士の出身を唱え、しかも民衆への不法狼藉を行っていた「普化宗」は廃宗となりました。つまり、明治四年十月二十八日付の太政官布告で普化宗は廃止され、鈴法寺も廃寺となりました。この「太政官布告」に付けられた「大蔵省伺」という公文書には「有害無用な一宗旨、之に加へ其の虚無僧と唱ふるもの従前多くは品行よろしからざる武士の流族に出て、自然平素の所業、傲慢無礼に渉り、僻遠の村落に托鉢歩行の節々、良民を苦しめ候・・・・民情を蠹（と）し、風俗を壊り、其の害も少なからず」[16]とあり、普化宗廃止の理由は全く一刀両断的な処置であったことを伺わせ、全く哀れな終焉でもありました。さらに一年後には尺八吹奏による托鉢の行為も禁止されました。

なお、鈴法寺は明治二十八年に火災により焼失、現在では幾つかの墓碑の寺跡しか残っていませが、その囲いの屋根下には歴代住職の名が記された板があります。昭和四十五年都史跡に指定されています。

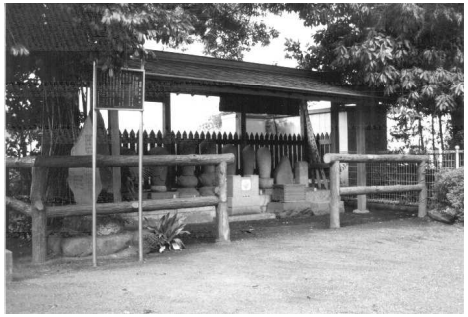

図８．歴代住職の墓（鈴法寺跡）

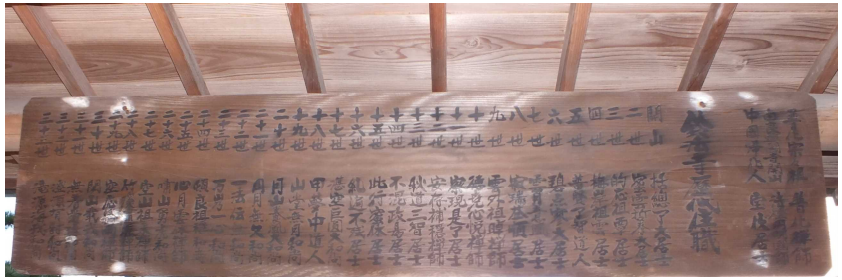

図９．歴代住職の名（鈴法寺跡）

【参考文献】

（1）「忍城戦記」（『続々群書類従第四』、国書刊行会、昭和45年）

（2）中丸和伯校注『関八州古戦録』（新人物往来社、昭和42年）

（3）青梅市教育委員会「仁君開村記」（『青梅市史料集第四七号』、平成10年）

（4）『新編武蔵風土記稿　三多摩編（復刻版）』（千秋社　昭和56年）

（5）『武蔵国多摩郡御嶽山道中記御嶽菅笠』武蔵御嶽神社社務所発行
（6）山下弥十郎『虚無僧―普化宗鈴法寺の研究』（多摩郷土研究の会昭和47年）
（7）青梅市史編さん委員会『青梅市史　上巻』（平成７年）
（8）山下弥十郎『虚無僧』（多摩郷土研究の会　昭和47年）
（9）上野堅實『尺八の歴史』（島田音楽出版　昭和63年）
（10）内閣文庫の「普化宗御条目」192-0052
（11）栗原廣太『尺八史考』（竹友社　大正７年発行　昭和50年再版発行）
（12）塚本虚堂編『尺八資料　琴古手帳　虚霊山明暗寺文献』（虚無僧研究会　平成11年）
（13）値賀笋童編著『伝統古典尺八覚え書』（出版芸術社　平成10年）」
（14）福生市史編さん委員会『福生市史資料編近世３』（平成３年）
（15）『徳川禁令考　前集第五』（禁令考2667）
（16）武田鏡村『虚無僧―聖と俗の異形者たち』（三一書房　1997年）
（17）山口正義『尺八史概説』（出版芸術社、平成17年）

※本稿は文献（17）（拙著）の一部を利用し、新たに書き加えたものです。虚無僧の歴史については同書が詳しいです。

伊達虚無僧の図

天蓋を被り丸紐（まるくけ）の帯を前に結び黒漆の下駄を履いて尺八を吹く　（「守貞慢稿」より）

（『あゆみ』第41号、平成29年４月）